

「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

平成24年5月22日
公益社団法人 全日本トラック協会

我が国の交通事故や大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であります。特に法令に違反した不正改造車による走行は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

このような状況に鑑み、トラック運送業界としては全国的に不正改造車を排除するため、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的に不正改造車排除運動を展開することとしています。

1. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動ですが、平成24年6月1日(金)から6月30日(土)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施いたします。

2. 不正改造車の事例

次のような事例は不正改造車に該当します。不正改造車で走行した場合、危険に繋がるばかりでなく、法令により罰則が科せられることとなります。

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器等の取付け（デコレーション、回転灯火等）
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (7) 軽油タンク増設等不正な二次架装
- (8) 大型貨物自動車の速度抑制装置(スピードリミッター)の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (9) デーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (10) 不正軽油燃料の使用

以上